

1 計画策定の目的

本市では、平成18（2006）年に制定された観光立国推進基本法の意義を踏まえ、観光客1,000万人誘致に向けた観光まちづくりを目指して、平成20（2008）年3月に川越市観光振興計画を策定しました。

その後、人口減少、少子高齢化などの社会経済情勢の変化、観光ニーズの多様化などが進む中、東京2020オリンピックを契機としたインバウンド施策をさらに計画的に推進する必要が生じてきました。そのため、平成28年度までの計画期間であった川越市観光振興計画を1年前倒しし、インバウンド施策を重点的に取り組むとともに、本市における新たな地域資源の発掘と他地域との広域連携を通じて、国内外に認知され、市民が誇れる観光都市の実現を目指して、平成28（2016）年3月に第二次川越市観光振興計画（計画期間：平成28年度から令和7年度までの10年間）を策定しました。第二次計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行やSDGsをはじめとする新たな視点が必要となり、令和4年度に第二次川越市観光振興計画の改訂を実施しました。

さらに近年では、外国人観光客の増加や猛暑による観光産業への影響など、本市の観光を取り巻く環境が大きく変貌しました。このような状況の中で、本市を訪れる観光客数は、コロナ禍前の状況にほぼ戻り、さらにはオーバーツーリズムの問題が再び顕在化しました。このことから、市民生活と観光の調和が図られた「住んでよし、訪れてよし、営んでよし」の持続可能な観光地域づくりが求められるようになりました。

こうした現状を踏まえ、本市の魅力あふれる歴史的・文化的遺産やさまざまな観光資源を活用し、観光振興を図って、持続可能な観光地域づくりを実現するために、観光庁による『日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）』の要素を取り入れた第三次川越市観光振興計画の策定を行うこととしました。



最明寺の花手水



旧山崎家別邸



大沢家住宅



U PLACE



菓子屋横丁の手作り飴



川越氷川神社の鯛みくじ



自転車シェアリング



ウェスタ川越

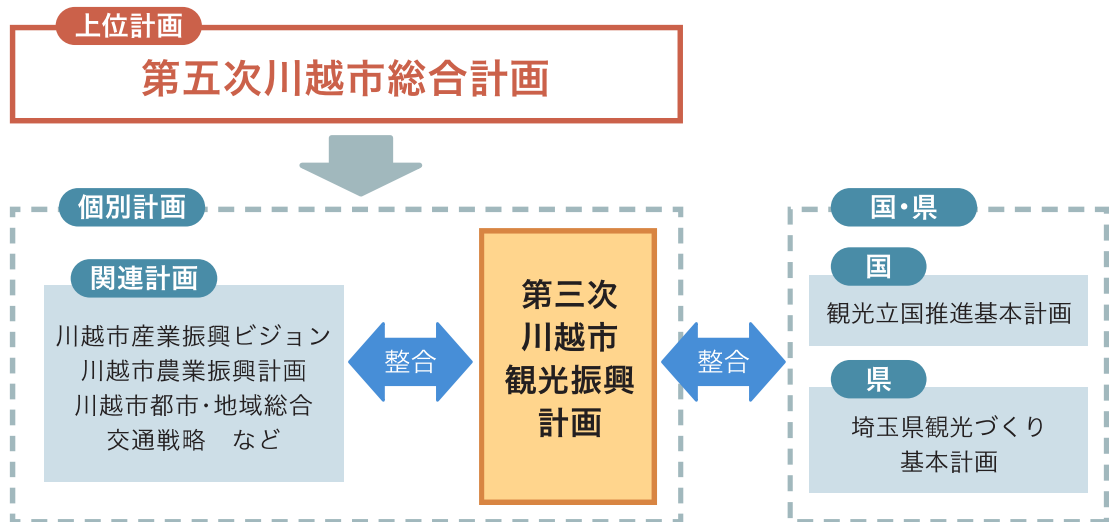


大正浪漫夢通り

2 計画の位置づけ

本計画は、「第五次川越市総合計画」を上位計画とし、「川越市産業振興ビジョン」「川越市農業振興計画」「川越市都市・地域総合交通戦略」などの関連計画との整合を図りながら策定する観光振興を図るための計画です。

第三次川越市観光振興計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの**5年間**とします。

※第一次および第二次計画では期間を10年間としていましたが、国・県の期間が5年間となっていることから、本計画における計画期間も5年間とします。

和暦	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
川越市総合計画	第四次川越市総合計画 後期基本計画 (5年間)					第五次川越市総合計画 前期基本計画 (5年間)				
川越市観光振興計画	第二次川越市観光振興計画 (10年間)					第三次川越市観光振興計画 (5年間)				
					改訂版(4年間)					